

極秘通信

特定秘密保護法を廃止しよう！

2014/10/14

第12号

「静かに」進む
戦争する国づくり

共同代表 弁護士 中谷雄二

政府は、昨年12月6日に全国の多くの市民の反対の声を押し切つて強行した秘密法を施行するため、本年8月、施行令と運用基準等に関するパブリックコメントを募集した。施行令や運用基準という技術的な内容の法令に対して、2万3000件もの意見が寄せられたという。政府が公開した運用基準には法にもなかった米軍の運用や見積もり等に関する秘密も別表に加えられるていた。さすがにこれは修正されたが、修正は27カ所だけで根本



的な修正はなかった。10月14日に施行令や運用基準が閣議決定された。12月10日に法を施行する予定だと言う。多くの反対を押し切つて集団的自衛権の行使を認める閣議決定を安倍首相が急いだ理由は、日米ガイドライン協議に間に合わせるためだったはずだが、今回の協議では集団的自衛権行使を前提にした協議は先送りし、協力の対象として「周辺事態」という限定を削除し、全世界大に広げる予定であると報道された。臨時国会冒頭の安倍首相の所信表明演説では、集団的自衛権の言葉は一切でてこない始末である。関連法案は、臨時国会ではなく、来年の通常国会で審議される予定となっている。こ

の秋から年末にかけて政府は、国とそこに住む人々の将来に重大な影響のある集団的自衛権問題と秘密法については、何の論議もせず通り過ぎる予定である。

この動きは、まさに麻生元首相が講演で述べた「ナチスの手口にならつて静かに」憲法改正を進めようという言葉どおりである。安倍政権は国民の耳目を引きつけないまま憲法9条の規制を取り払い、国民の国家をコントロールする権利の前提である情報を統制し、政府の方針に反対する勢力を取り締まることを目的とした強権的な国家を創り上げようとしている。そのために、尖閣、竹島問題等でナショナリズムを煽り立て、吉田証言が虚偽であったという戦後補償裁判に関わったものなら誰でも知っている事実（戦後補償裁判で裁判所は、強制連行を認めているが、その根拠に吉田証言などつかっていない）をことさら大げさに取り上げ、吉田証言が虚偽だから慰安婦はいな

かった、という歴史修正主義的言説を声高に唱えて、安倍政権の戦争する国づくりに反対する世論を変えようと策動している。

この動きを黙過するなら遠くらず戦争する国となるだろう。私たち国民は主権者として黙っていることはできない。政府が「静かに」事を進めたいのであれば、私たちは、問題を公にし、反対の声を大きく上げよう。福島知事選、沖繩知事選、統一地方選と政権に影響を与える機会が巡ってくる。国の動きは中央のみで決まるのではない。地方において私たち国民が何を望んでいるのかを突きつけ、そこから変革を進めることができる。安倍政権が、強権的に私たちを支配しようとするのであれば、私たちは憲法と民主主義、言論によって抵抗しようではないか。私たちの運動が民衆の願いに反する政府の動きを阻止するための希望である。

秘密保全法に反対する愛知の会

【TEL】052-953-8052

【FAX】052-953-8050

【Eメール】no_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】http://nohimityu.exblog.jp

【ツイッター】https://twitter.com/himitsu_control

秘密保護法運用基準案等の問題点

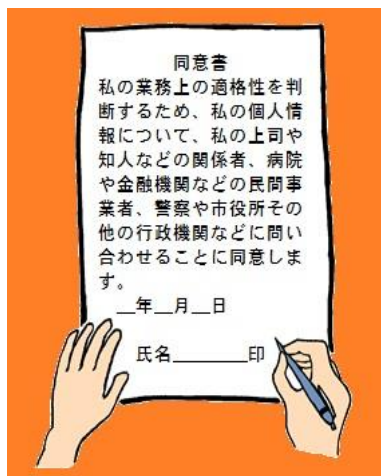
やはり秘密保護法を認めてはならない

事務局長 弁護士 濱島将周

昨年末に強行採決され制定された秘密保護法の問題点として、「特定秘密」の範囲が広範かつ曖昧であること、そのため「特定秘密」の指定にあたって行政の恣意が働く余地が広いこと、このような「特定秘密」の漏えいに関する処罰範囲が広く、報道の自由や知る権利を侵害するおそれが高いこと、秘密取扱者の適性評価はプライバシー侵害性が高いことなどが指摘されてきた。同時に、秘密保護法の特徴として、政令への委任事項が非常に多いこと（22箇所）が指摘されてきた。

本年7月24日から8月24日までの間、意見募集されたのは、秘密保護法施行令案（同法に規定された政令委任に対応するもの）や運用基準案（同法18条「特定秘密の指定等の運用基準等」に対応するもの）等である。

運用基準案等という細かな各論のパブコメであったが、政府に寄せられた意見総数は2万超。1000件を超えれば多いといわれるパブコメにあつて、この数の多さは、市民がいまだ秘密保護法に大きな不安をいだいている現れだといえる。



結論として、パブコメ実施にあたって示された運用基準案等は、上記のような秘密保護法の問題点を解消するものではない。秘密保護法が根本的に欠陥法なので、枝葉にすぎない運用基準等をいくらいじってみても、ほとんど意味がないのであ

る。以下、運用基準案等の問題点のごく一部を挙げてみる。

① 施行令案では漏えいの緊急時には秘密文書を廃棄できるとされ、内閣総理大臣の同意すらなく重要情報が葬られる危険がある。

② 運用基準案では、適性評価に際し思想や労働組合活動の調査は「厳に慎む」とするものの、思想調査をさせない具体的な仕組みはない。

③ 第三者機関として掲げられた「内閣保全監視委員会」と「内閣府独立公文書管理監」には独立性はなく、チェック機能は期待できない。

④ 秘密指定の適否につき行政機関に内部通報窓口を設けるとするが、当該秘密情報を要約して通報せねばならず、要約を誤れば漏えい罪に問われかねない制度である。

⑤ 秘密保護法の罰則規定については運用基準案には一切言及がなく、濫用の危険性が残る。・・・等々
パブコメ後になされた「修正」も、寄せられた意見のごく一部が反映され、「国民の知る権利の尊重」の明記と、法施行5年後に運用基準を

見直すといった程度の微修正にとどまった。依然、「特定秘密」の指定基準が不明確のままであるなど、秘密保護法が欠陥法であることの解決にはほど遠い。

にもかかわらず、政府は、その修正運用基準案等を、9月10日に情報保全諮問会議に示した。10月14日には閣議決定がされた。12月10日に秘密保護法を施行する方針だという。

そうである以上、やはり秘密保護法を認めるわけにいかない。

私たちは、「秘密保護法は戦争できる国づくりのための情報統制法だ」と訴えてきた。果たせるかな、安倍内閣は7月1日、集団的自衛権行使容認等を閣議決定し、関連法案の改正等を順次進めようとしている。これは偶然ではない。予定されていた「流れ」なのである。
日本に再び戦争をさせないために、秘密保護法施行の無期限延期、さらに廃止を求める活動を続けていこう。

大垣警察署が中電子会社に住民運動潰し指南

会員 近藤ゆり子(大垣市在住)

7月24日、朝日新聞名古屋本社版1面で、岐阜県警(大垣警察署)が、風力発電事業を進める中部電力子会社(シーテック)に対し、「反対運動をさせない」という目的をもって個人情報をお教えしていたことが報道されました。

名前を挙げられた一人として憤りを禁じ得ません。(写真参照)



7月29日、「秘密保全法に反対する愛知の会」はこの件に対して声明を発表しました。(≪内抜粋≫)市民が社会的な問題に関心を持ち、自らの意思を表明することは表現の自由で保障された基本的人権です。集会を開催し、デモを行うことが憲法上の基本的人権であることは疑う余地がありません。日本国憲法の下で、市民の権利行使を

■大垣署とシーテックの主なやりとり

※シーテック作成の議事録から「署」が大垣署、「C」がシーテック

13年8月7日	(7月末に岐阜県大垣市内で風力発電について学ぶ勉強会があったこと)をお互いに確認
署	勉強会の主催者である三輪唯夫氏や松島勢至氏が風力発電に関わらず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることをご存じか。
C	何でも反対すると聞いている。
署	松島、三輪氏は活発に自然破壊反対や希少動物保護の運動にも参画し、法律事務所の「ぎふコラボ」ともつながりを持っている。また、自然破壊につながることに敏感に反対する近藤ゆり子氏という人物が市内にいますが、ご存じか。60歳を過ぎているが、東京大学を中退しており、頭もいし、しゃべりも上手であるから、このような人物とつながるとやっかいになると思われる。大々的な市民運動へと展開すると、御社の事業も進まないことになりかねない。今後、情報をやりとりすることで、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします。
14年2月4日	松島氏がぎふコラボの後援会役員になった。風力発電事業に関して相談を行った気配がある。
5月26日	三輪氏は、ぎふコラボの事務局長と強くつながっており、そこから全国に(運動か)広がっていくことを懸念している。現在、事務局長は病気のため入院中ですので、すぐに次の行動に移りにくいと考えられる。
6月30日	近藤氏が、風力発電事業の反対活動に本腰を入れようである。反原発、自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している。
C	新しい情報が入り次第、連絡する。

敵視し、市民の個人情報を詳細に調査し、プライバシー情報をも本人の同意なく、企業に提供することは、「責務の遂行に当たっては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」(警察法2条2項)と定める警察として絶対にあつてはならないことです。≪この事件は、国家による国民監視を進め、市民の自由を萎縮させる秘密保護法が施行されてはならないことを示したものです。私たちは、市民運動を敵視し市民を監視する活動を直ちに止めるよう警察に要求します。そして、「不偏不党かつ公平中正」に反する企業との情報交換を即時に中止するよう要求

します。このような市民敵視の警備公安警察の市民監視を一層、横行させかねない秘密保護法が廃止されるべき法律であることを強く訴え、この国に暮らす多くの人々が声を上げることを訴えるものです。≫

権力による国民監視、住民運動・市民運動潰しを許さない。秘密保護法を廃止し、憲法が保障する自由な社会を真に実現していく。今、新たに決意を固めています。

大垣市上右津町上鍛冶屋

傳香寺住職 松島勢至

シーテックの風力発電事業によつて影響を受ける上鍛冶屋住民は、自らの健康と地域の自然を守るようと、数回の勉強会を開きました。大垣警察署は、特定の個人名を挙げ、さも危険人物のように企業に説明しました。大きな怒

りを感じます。真宗大谷派大垣教区の大先輩に、日中戦争開戦直後に「戦争は罪悪である」また「このたびの事変は侵略のように考える」と発言し、国から、そして教団からも処分された竹中彰元という僧侶がおられます。非戦反戦の発言で多くの人が逮捕されていた時です。他のほとんどの僧侶は国と一体となった教団の指示を忠実に守っていました。竹中彰元は仏教者としての立場から、「彼我の命が奪われる」から「戦争は罪悪」だと言いました。

今、秘密保護法が成立し、政府はさらに集団的自衛権の行使に向けて着々と法整備をしています。自由な発言が封じられていく戦中と変わらない状況になってしまいました。今私に突き付けられているのは正に、私の仏教者としての在り方です。いのち・自然・暮らしを守るために今後も、真実を振り処として、共にかげがえのない命を生きたいという事実に基づいての歩みにしたいと思います。

あいち平和のための
戦争展2014

8/9、8/12
名古屋市公会堂

秘密保全法に反対する愛知の会としての戦争展への参加も、今年で3回目。連日盛りだくさんの催しがあり、4日間で延べ1700人の来場者を数えました。

赤と白の『STOP秘密保護法』の大きな看板を掲げ、国連人権委員会報告、パブリックコメントの提出、9.23集会参加への呼びかけを中心に展示しました。

夏休みの課題学習や修学旅行の事前学習で訪れた中高生に、国際人権規約と日本の秘密保護法の問題点について丁寧に説明を行いました。熱心にメモを取りながら聞く姿が印象的でした。

10日の矢崎弁護士による講演会は、台風接近の激しい風雨にもかかわらず、43名の参加者で、内容の濃い学習会となりました。パワーアップされた矢崎さんの話

に台風も進路変更。このパワーで、秘密保護法も吹き飛ばしたいものです。(会員 岡野泰子)



座談会「みんなで語ろう！集团的自衛権」

8/10
戦争展会場にて

暴風雨のなか29人もの方が集まり議論しました。集团的自衛権に反対する世論をいかに喚起していくのか。友人との議論や街頭宣伝で投げかけられた意見にどう応えていくのか。

自分の体験を語り合いました。やっぱり議論は「中国が攻めてきたらどうするか」に絞られました。「武力にたいしては武力ではなく、中国政府にも間違っていると云おう」という意

見。「やられたらやり返す、という考えはやめようよ」「日本の若者に人殺しをさせてもいいの?」「満蒙突入したあの頃と一緒だ」。

政府がいくら大宣伝しようと、それは上からのもの。私たちは横のつながり・連帯をつくることができると思います。

国会議員事務所を訪問
「秘密法と集团的自衛権行使容認を撤回して!」

(会員 加藤けい子)

8月27日、愛知県選出の荒木きよひろ(公明参)、工藤彰(自民参)、熊田ひろみち(自民参)、大塚耕平(民主参)の4名の各国会議員事務所に、「愛知の会」からの申し入れを行いました。「秘密法」・「集团的自衛権行使容認」廃止で戦争への道

を止めるために、「極秘通信」の配布と共に、9月23日の集会・デモ行進の案内と議員本人の参加の呼

びかけをしました。各議員事務所は、特に自民党の工藤議員の事務所は接客術に長けていました。対応してくださった方も「戦争は絶対にしてはいけない」と真剣に言

っていました。が、偶然、戦車が爆炎を挙げているカレンダーを見てしまい、思わず、持っていた武器の見本市記事(国際武器展示会に三菱や東芝など13の日本企業が出展した)を手渡しました。

今後も、みんなでどんどん議員事務所訪問を行った方がいいと思います。こちらから情報提供するため、訴えたいことを書いたメモや手紙を渡そうと思いました。

(会員 松原美佐子)

民主党は、憲法解釈の変更で集团的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対し、撤回を求めます。

■閣議決定の閣議決定は、海外での武力行使に道を開くものです。
■集团的自衛権の行使を認めない憲法解釈は戦後日本の国體。
■民主党は、集团的自衛権の行使を憲法第9条に違反し許されないとした。これをこれまでの政府解釈を180度変更する解釈変更にも強く反対します。

国会に閣議決定を撤回し、解散要求は許されません。

閣議決定は、憲法解釈の変更の行使は、憲法第9条に違反し許されないとした。これをこれまでの政府解釈を180度変更する解釈変更にも強く反対します。

与党が密室の談合で決定した内容に正当性はありません。

阻止めがなく「内守防衛」を大きく逸脱しています。

民主党は「閣議決定」により、個人として閣議決定に反対する議員の活動を認めず、その活動を阻害する行為を繰り返しています。閣議決定の閣議決定は、閣議決定の閣議決定に違反し許されないとした。これをこれまでの政府解釈を180度変更する解釈変更にも強く反対します。

→大塚議員事務所であつたので、真ん中で折り曲げて撮影したため、真ん中で分割されてしまいました

運用基準等パブコメ 2・3万超集まる

2014年7月24日から8月24日まで、秘密保護法施行令案、運用基準案、内閣府組織令改正案に対してパブリックコメント（意見募集）が行われた。秘密保護法は、法律の構造上、運用次第で濫用の危険性が極めて高い。運用基準等も、肝心のところが曖昧である。これらの運用基準等に対して、こういう理由で反対である、このように改善せよ、という意見をたくさん出し、実質的に稼働できないよう、濫用できなくするように政府に圧力をかけるため、論点の項目ごとに意見を言う必要がある。7月29日に、秘密保全法に反対する愛知の会として「パブコメを書こう会」を企画した。

8月5日に愛知県弁護士会でもパブコメ学習会、8月6日にも当会主催の学習会を行い、一人でも多くの人にパブコメを書いてもらおうという思いを強くした。例文を当会の会員に郵送し、ネットにも掲載した。全国各地でも学習会が開かれ、パブコメとしては異例の多さの2万3820通の意見が集まった。

国民の多くの意見が集まったにも関わらず、政府は運用基準等に関して27か所の微修正にとどめ、根幹は変えなかった。そもそも運用基準を変えたとしても、法律自体に問題が山積みである。やはり秘密保護法は廃止するしかない。

9/23・戦争をさせないために集団的自衛権と秘密保護法に反対する大集会&デモ

彼岸の中日、台風16号は念力で食い止め、運命の天使の微笑みの下で9月23日、大集会&デモは約1800名(1500〜2000諸説あり)の参加で開催された。

今回は従前とは趣向を変え、子連れで参加しやすいよう休日午後の開催。イメージカラーは黄色とし、黄色いうちわも配布。集会での演説はひかえ、演寫事務局長の開会宣言と花井弁護士会会長の激励に続き、参加者が一人10秒のシャウトリレ。駆けつけた近藤昭一衆院議員も加わった。太鼓・笛・ギター・ハーモニカも賑やかに、圧巻は、板谷信彦&クラブサファリアパーク20数名の「反秘密法数え歌」の踊りと寸劇。大いに盛り上がり、デモに出発。

10台余の街宣車を間に、団体・ファミリィ・楽器音頭と踊り隊・個人参加の市民の順で元気に賑やかに進行。行進と並行してこのデモの趣旨を記したチラシを道行く人々に配布。沿道からは手を振ったり飛び入り参加者も。踊り隊は「最低責任者」をタモで取り押さえるパフォーマンスを度々路上で繰りひろげ、時々お巡りさんに咎められ、歩道からは拍手喝采。流れ解散した後、200名余りが再び公園に結集し、中谷共同代表が「状況は厳しいが、市民がこうしてダメものはダメだと声を上げ続けることが希望であり、未来を切り開く」と結んで散会した。

(会員 林秀治)



今後のイベント情報（愛知）

- ★10/23(木)12:00～13:00 街頭宣伝
@栄バスターミナル前
- ★10/26(日)14:00～16:00 講演「秘密保護法は私たちの暮らしをどう変えるか？」
@アイプラザ半田研修室
講師：愛敬浩二さん（名古屋大学教授）
- ★11/6(木)18:00～19:00 街頭宣伝
@名古屋駅桜通口 交番前
- ★11/9(日)13:30～15:30
秘密保護法マル秘作戦会議
@名古屋YWCA404 会議室
- ★11/19(水)18:30～20:30 学習会「世界はどう見ているか～国際人権基準と秘密保護法」
@ウィルあいち大会議室
講師：海渡雄一さん（弁護士）

今後のイベント情報（全国）

- ★【東京】10/22(水)～26(日) ミュージカル「The Secret Garden 嘘の中にある真実」
@中野区立野方区民ホール WIZ ホール
（秘密保護法施行後の裁判を描いたミュージカル）
- ★【東京】10/25(土)秘密保護法に反対する学生デモ
15:30 代々木公園ケヤキ並木集合
16:00 出発
- ★【広島】10/26(日)14:00～16:30 講演「秘密保護法の施行を差し止めなければならない理由」
@広島YWCA国際文化ホール
講師：寺澤有さん、松元ヒロさん
- ★【大阪】10/30(木)18:30～20:30 大阪弁護士会・市民集会「日本はどこに向かうのか？特定秘密保護法・集団的自衛権・共謀罪を考える」
@大阪市中央公会堂 大集会室

小冊子発行のお知らせ

この度、国際人権基準と秘密保護法の論点と資料をまとめた小冊子を発行します。ぜひご活用ください！

書名 「世界はどう見ているか」―国際人権基準と秘密保護法―

内容

- 1 国際人権基準とは何か
 - 2 一般的意見34とツワネ原則
 - 3 国際人権基準「情報にアクセスする権利」による秘密保護法批判資料
- 著者 藤田早苗氏（エセックス大学）、海渡雄一氏（日弁連）、中谷雄二氏（愛知の会共同代表）

価格 300円

発刊予定 2014年10月中旬

【みんな集まれ！】

12/6(土)

秘密法施行なんて許さない！

大集会&デモ

14:00 集合、14:30 出発

@栄・エンゼル広場

※協賛団体も募集！

会員募集中！

秘密保全法に反対する愛知の会は、主に愛知県に住む弁護士や市民・市民団体が集まって2012年4月に結成した団体です。秘密保護法成立後も、全国ネットワークを呼びかけ、各地の「反対する会」と連携しながら、秘密保護法廃止に向けて元気に活動中！

愛知の会では、特定秘密保護法に反対する仲間を大募集しています！会員には企画のお知らせや極秘通信をお届けします。当会の活動（チラシや極秘通信・展示物の作成・配布、イベントの会場費など）は、すべて会費とカンパのみで行っています。カンパによるご支援も大歓迎！入会希望・カンパ希望の方は、当会までお振り込みください。（年会費・個人1口1000円、団体1口3000円）

【振込先】郵便振替口座

00840-3-214850

「秘密保全法に反対する愛知の会」